

2 マレーシア

TRIPS 整合的な法制度は整備が進んでいるものの、詳細施行規則に十分な点が残っており、また運用面での行政手続きの徹底には今後更なる充実が期待される。水際措置に関しては、商標権・著作権に関して権利者は知財当局を介して税関に措置請求をできることになっているが、本制度に対する普及啓発活動・広報活動は十分でなく、権利者側が広く認知するに至っていない。

課題としては、(1) 請求にあたっての申請書の記載内容や提出先となる行政窓口について、関係機関間（例えば、国内取引消費者関係省（MDTCA）とマレーシア知的財産公社（MyIPO）の間）でも混乱があり、統一した手続きが周知されるに至っていない点（こうしたことなどから未だ請求の実績がない）、また、(2) 持ち込まれた請求を受けて裁判所命令を出すまでの裁判所側の詳細規程が整備されていない点、(3) 知財所管当局間で取り締まり所管権限が分散している点、の3点が挙げられる。

なお、第3点目については、マレーシア関税法では知的財産権侵害物品を輸入禁制品として規定していない。そのため、水際措置を税関のみに一元化することが難しく、知的財産関係法規に基づき間接的に執行することとなる。この際、これまで知的財産権侵害の取り締まりに関しては一義的に MDTCA にその権限が規定されていたが、現法令によれば、水際措置については請求を一義的に MyIPO が受理するという形になっている。本来、知財当局において、取り締まりを所管する機関を一元化することの方が効率的であると考えられるものの、現状のマレーシア水際措置については、混乱を生じうる行政の執行区分があると考えられる。

2.1 侵害物品の取締りに係る根拠法令

マレーシアにおける知的財産権執行に係る法令のうち、水際の侵害品取締りに係る規定を有する法は、1976年商標法 Trade Marks Act 1976 (as amended) および 1987 年著作権法 (Copyright Act 1987 (as amended)) である。商標法と著作権法は、侵害物品の通関停止の申立権を権利者に付与する（商 § 70D、著 § 39(1)）とともに、当局が同等の保証を要求できること（商 § 70E、著 § 39(5)）また、当該物品にかかる解放停止、通知、賠償、救済措置等についての規定（商 § 70F～O、著 § 39(6)～(8)）を設けている。

また、下位規制である 2001 年商標規則の規則 83A（偽造商標商品の輸入の差止）、1987 年著作権規制（輸入禁止通達）(Copyright (Notice of Prohibition of Import) Regulations 1987) において、権利者からの申請手続き等に関する規制がある。

加えて、知的財産権全体に係る法令は以下のとおりである（水際の規制は含まない）。

- Patents Act 1983

- Industrial Design Act 1996
- Optical Disc 2000(Act606)
- Geographical Indications Act 2000
- Layout Designs of Integrated Circuits Act 2000
- Plant Varieties Act 2004

また、執行に関連する法は以下のとおりである。

- Tariff Act 1967
- Sales Tax Law 1972
- Film (Inspection) Law 1952
- Printing Machine and Publication Law 1984
- Order of Price Control (on price indications by retailers) 1993
- Order of Price Control (on labeling by manufacturers, importers, producers or wholesalers)

1976年商標法における侵害品の水際取締りに関する規定

同法第 70 D 条は、商標模倣品の輸入を禁止しており、商標登録を行っているものは模倣品に関する申請を行うことが可能である。また、申請がない場合にも、同法第 70 O 条により当局が職権による行為をとることが可能である。関係する規定の構成は以下のとおりである。

商標法

第 XIVA 部 国境措置 [法律 A1078 による挿入]

第 70C 条 解釈

第 70D 条 偽造商標商品の輸入についての制限

第 70E 条 担保

第 70F 条 押収商品の安全な保管

第 70G 条 通知

第 70H 条 押収商品の検査、引渡し等

第 70I 条 同意に基づく押収商品の没収

第 70J 条 押収商品の輸入者への義務的引渡し

第 70K 条 訴訟不提起による賠償

第 70L 条 登録商標の侵害に対する訴訟

第 70M 条 没収を命じられた押収商品の処分

第 70N 条 担保の不足

第 70O 条 職権による措置

第 70P 条 国境措置に関する規制

1987年著作権法における侵害品の水際取締りに関する規定

同法第13条において、全ての有形な著作物の複製、実演、副生物の配布、商用貸与に対して排他的権利を付与している。こうした活動を著作権者の同意なしに行なうことは、第36条1項により著作権侵害とみなされ、著作権者は損害賠償および他の民事救済の手続きに訴えることが可能となる。

第36条2項では、輸入者が権利者の合意または許可なく輸入を行うことを著作権侵害と規定している。

- (a) 当該製品の販売、貸与または取引、販売や貸与を目的とした提供
- (b) 取引等を目的とした流通
- (c) 一般への公表

同法では、著作権者による侵害申請手続きを設けているほか（第39条）、1987年著作権法では刑事手続きについても規定している（第41条1項）。

2.2 水際取締手続と運用状況

以下の および の手続きは、商標法および同規則、著作権法および同規則によって定められた手続きである。いずれも、権利者または代理人からの申請を受けた実績はない。

商標模倣品に関する水際取締手続き

（1）申立て

商標法第70D条（偽造商標商品の輸入についての制限）により、商標登録を行っている権利者またはその代理人は、時期と場所を特定しつつ、模倣品の疑いがある製品の輸入について権限を有する公職者（当局）であるMyIPOに対して申請を行い、輸入差し止めを求めることが可能である。当局の登録官は、申請を承認するか却下するかを判断、申請は60日有効である。申請が承認された場合、登録官は権限ある税関職員に通知し、通報を受けた税関職員が物品を押収・留置することとなる。税関は、押収品を保管し、結果を登録官、申請者、輸入者に通達する。登録官は申請者または輸入者による押収品の点検を許可できる。その後、輸入者が押収品の没収に同意、または申請者が輸入者への押収品の引渡しに同意しない場合には、訴訟手続きが開始され、裁判所が押収品の扱いについて命令する。

権利者またはその代理人による申請は、商標規則により指定された「様式TM30」に則らなければならない。

商標法 第70D条 偽造商標商品の輸入についての制限 [法律A1078による挿入]

- (1) 何人も、次のことを明記した申請書を登録官に提出することができる。

- (a) その者がある登録商標の所有者又は当該申請書提出の権限を与えられている所有者の代理人であること
- (b) 当該申請書に特定された時と場所において、当該登録商標に関し偽造商標商品である商品が取引目的で輸入されようとしていること、及び
- (c) その者は当該輸入に異議を申し立てること
- (2) (1)に基づく申請書には、その裏付けとして、権限ある公務員が当該偽造商標商品を特定するための当該商品に関する書類その他の情報を添付すると共に、所定の手数料を納付しなければならない。
- (3) (1)に基づく申請書を受領したときは、登録官は、その申請に対する決定を行ない、当該申請を承認するか否かを合理的な期間内に申請人に通知するものとする。
- (4) (3)に基づく合理的な期間を判断するに際し、登録官は、当該申請に関係する一切の事情を考慮するものとする。
- (5) (3)に基づく承認は、当該承認が与えられた日から 60 日が経過するまで効力を持続する。ただし、その期間が満了する前に申請人が登録官に対し書面で当該申請を取り下げた場合はこの限りでない。
- (6) 本条に基づいて承認が与えられ、かつ、それが失効せず又は取り下げされることもない場合は、当該偽造商標商品のマレーシアへの輸入は、当該承認において指定された期間中禁止される。
- (7) 登録官は、(3)に基づく承認を与えたときは直ちに、権限ある公務員に対してその旨を通知するために必要な措置を取るものとする。
- (8) 権限ある公務員が登録官からの通知を受けた場合は、当該公務員は、その通知において特定された商品(通過商品は除く)を何人かが輸入することを禁止するために必要な措置を取るものとし、また当該商品を押収し、かつ、留置する。

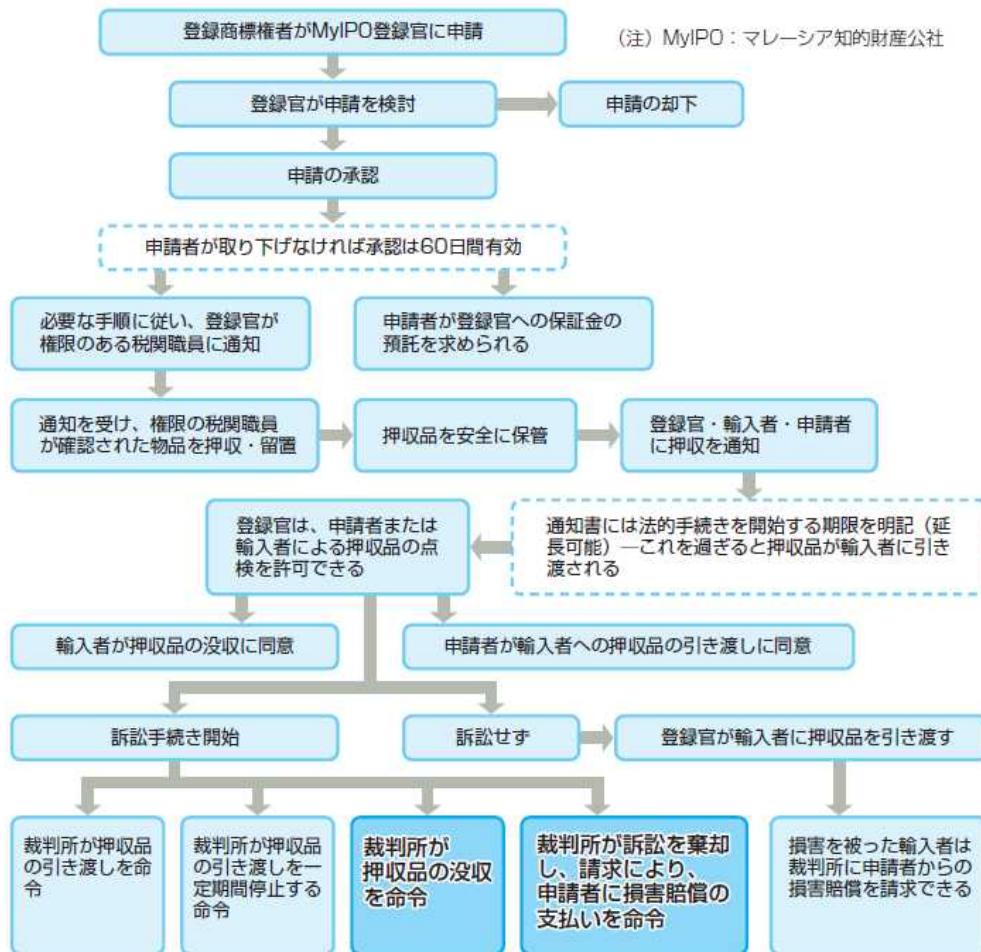
商標規則 第 XIVA 部 輸入規制

規則 83A 偽造商標商品の輸入の差止

- (1) 偽造商標商品のマレーシア国内への輸入の差止を求める商標所有者又は当該請求を提出する権限を有する代理人による商標法第 70D 条に基づく登録官への請求は、所定の手数料を納付し、様式 TM30 の書面を提出してなされるものとする。この場合、宣誓供述書 1 通及び請求書 5 通を提出しなければならない。
- (2) 請求は各商標毎になされなければならず、かつ、偽造商標商品が輸入されようとしている日、時及び場所を明記しなければならない。
- (3) (1)において要求される宣誓供述書には、請求人は偽造された商標の所有者又は当該請求を提出する権限を有する代理人であること、当該商標の登録番号、商標の表示、当該商標についての請求人の利害関係(あれば)が述べられなければならない。

様式 TM30 は、申請者の名前・住所・国籍・電話番号、商標番号、商品分類、商品仕様はもとより、侵害品輸入に関し、侵害品輸入者の特徴、輸入者の名前や住所、船・航空機・自動車の登録番号、侵害品が輸入される場所、到着する日時、輸出者名等の記載を求めている。

図 2.1 マレーシアにおける水際取締手続きの流れ（商標権侵害）



出所：JETRO『アセアン・インド知財保護ハンドブック』(2007年)

未だ運用実績はないものの、上記の手続きの各段階での措置である担保、通知、押収商品の引渡し等に関連し、商標法では以下のとおり規定している。

【参考】マレーシア商標法における手続き規定

第 70E 条 担保 [法律 A1078 による挿入]

- (1) 登録官は、第 70D 条に基づく承認を与えた場合は、次に掲げることのために十分であると判断する担保を自己に提供するよう申請人に求めるものとする。
 - (a) 商品押収の結果として政府が負担することのある債務又は費用についての政府への弁済

- (b) 濫用の防止と輸入者の保護、又は
- (c) この部に基づき裁判所から命じられることのある補償の支払

第 70F 条 押収商品の安全な保管 [法律 A1078 による挿入]

- (1) 押収した商品は、登録官が指示し又は権限ある公務員が適当と判断する安全な場所に保管されるものとする。
- (2) 押収商品が権限ある公務員の指示により保管される場合は、当該公務員は、押収商品の所在を登録官に通知するものとする。

第 70G 条 通知 [法律 A1078 による挿入]

- (1) 第 70D 条に基づいて商品が押収された後合理的観点からできる限り速やかに、当該権限ある公務員は、登録官、輸入者及び申請人に対して、直接又は書留郵便により、対象の商品、それらが押収されたこと及びそれらの所在について、書面で通知するものとする。
- (2) (1)に基づく通知には、申請人が通知日から起算した特定の期間内に当該商品に関して侵害訴訟を提起しない限り、当該商品は輸入者に引き渡される旨も記載されるものとする。
- (3) 通知の受領時に申請人が既に侵害訴訟を提起している場合は、申請人はその旨を登録官に通知しなければならない。
- (4) 申請人は、通知において指定された期間(当初期間)が満了する前に登録官に書面で通知することにより、その期間の延長を請求することができる。
- (5) (6)に従うことを条件として、
 - (a) (4)に従って請求がなされ、かつ
 - (b) 登録官が請求を認めるのが合理的であることに納得する場合は、登録官は、当初期間を延長することができる。
- (6) (4)に従ってなされた請求に対する決定は、その請求後 2 就業日以内になされるものとする。ただし、かかる決定は、当該請求が関係する当初期間の満了後には行うことができない。

第 70H 条 押収商品の検査、引渡し等 [法律 A1078 による挿入]

- (1) 登録官は、申請人又は輸入者が必要な約束を行うことを条件として、それらの者に対し押収商品の検査を許可することができる。
- (2) (1)にいう約束とは、それらの者が書面により次のことを約束することを意味する。
 - (a) 登録官が承認する特定の時に押収商品の見本を登録官に返還すること、及び
 - (b) 見本の損傷を防止するために合理的な注意を払うこと
- (3) 申請人が必要な約束を行った場合は、登録官は、自己の保管する押収商品の見本を申請人が検査のために持ち出すことを許可することができる。
- (4) 輸入者が必要な約束を行った場合は、登録官は、自己の保管する押収商品の見本を輸入者が検査のために持ち出すことを許可することができる。
- (5) 登録官が本条に基づいて申請人による押収商品の検査又は見本の持出しを許可した場合は、登録官は、次の何れかにより輸入者が被ることがある如何なる損失又は損害についても、輸入者に対して責任を負わない。
 - (a) 検査中に押収商品に発生する損害、又は
 - (b) 登録官が保管する押収商品から持ち出された見本に対して若しくは関して申請人又はその他の者が行う行為、又は当該見本を申請人若しくはその他の者が使用すること

第70I条 同意に基づく押収商品の没収 [法律A1078による挿入]

- (1) (2)に従うことを条件として、輸入者は、登録官に書面で通知することにより、押収商品の没収に同意することができる。
- (2) 当該通知は、押収商品に関する侵害訴訟が提起される前にしなければならない。
- (3) 輸入者がかかる通知を行った場合、押収商品は政府に没収され、この部に基づき制定された規則の定めるところにより処分されるものとする。

第70J条 押収商品の輸入者への義務的引渡し [法律A1078による挿入]

- (1) 次の場合、登録官は、押収商品を、留置期間満了時に輸入者に引き渡さなければならぬ。
- (a) 申請人が、押収商品に関して侵害訴訟を提起していない場合、及び
- (b) 侵害訴訟が提起された旨を書面により登録官に通知していない場合
- (2) 次の場合、登録官は、押収商品を輸入者に引き渡さなければならない。
- (a) 押収商品に関して侵害訴訟が提起されており、かつ、
- (b) 当該侵害訴訟が提起された日から起算して30日の期間が経過した時点において、それが提起された裁判所により当該商品の引渡しを禁じる命令が発せられていない場合
- (3) 申請人が、押収商品の引渡しに同意する旨を書面により登録官に通知した場合は、登録官は、当該商品を輸入者に引き渡すものとする。

第70K条 訴訟不提起による賠償 [法律A1078による挿入]

- (1) 第70D条に基づいてなされた申請に従って商品が押収されたが、申請人が留置期間内に侵害訴訟を提起しない場合は、押収により被害を被った者は、申請人に対して損害賠償命令を発するよう裁判所に申し立てることができる。
- (2) 被害者が商品押収の結果として損失又は損害を被ったことを裁判所が認定した場合は、裁判所は、その適当と判断する金額を被害者に賠償するよう申請人に命じることができる。

第70L条 登録商標の侵害に対する訴訟 [法律A1078による挿入；法律A1138による改正]

- (1) 申請人が侵害訴訟を提起した場合は、裁判所は、付与の可能性がある何らかの救済に加えて次のことを命じることができる。
- (a) 裁判所が適当と判断する条件(あれば)に従って押収商品は輸入者に引き渡されるべきこと
- (b) 押収商品は、指定期間が経過するまでは輸入者に引き渡されるべきでないこと、又は
- (c) 押収商品は没収されるべきこと
- (2) 登録官又は権限ある公務員は、侵害訴訟の審理において聴聞を受ける機会を保証される。
- (3) 裁判所は、登録官又は何れかの当局が他の法律に基づいて押収商品を管理することを要求されており又は許容されていると認める場合は、(1)(a)に基づく命令を発することができない。
- (4) 登録官は、(1)に基づいて発せられた命令に従わなければならない。
- (5) 次の場合は、裁判所は、申請人に対して、裁判所が適当と判断する金額を被告に賠償するよう命じることができる。
- (a) 当該訴訟が棄却され若しくは取り下げられた場合、又は関係する登録商標は押収商品の輸入によって侵害されてはいなかったと裁判所が判断し、かつ
- (b) 当該訴訟の被告が、商品押収の結果として損失又は損害を被ったことを裁判所に認めさせた場合

第70M条 没収を命じられた押収商品の処分 [法律A1078による挿入；法律A1138による改正]

押収した商品が没収されるべきことを裁判所が命じた場合は、当該商品は、裁判所が指示する方法で処分されるものとする。

第70N条 担保の不足 [法律A1078による挿入]

- (1) この部に基づく登録官の措置又はこの部に基づく裁判所の命令に従って取られた措置に関して登録官が適正に負担した合理的な費用が、第70E条に基づいて提供された担保の金額を超えた場合は、その超過額は、登録官に対する債務になるものとする。
- (2) (1)による債務は、申請人の負担となり、申請人が2以上である場合は、すべての申請人が連帯して負担する。

また、いわゆる職権 (*ex-officio*) に関しても、権利者または代理人から申請がない場合でも、当局は一見して明白な証拠に基づき模倣品の差し押さえを職権により実施し得ることを規定している。

第 70O 条 職権による措置 [法律 A1078 による挿入]

- (1) 権限ある公務員は、自己の得た一応の証拠に基づいて偽造商標商品と認められる商品を留置し又はその商品の引渡しを留保することができる。
- (2) 当該押収商品が留置された場合は、権限ある公務員は、
 - (a) 登録官、輸入者及び関係商標の所有者にこれを通知するものとし、かつ、
 - (b) いつでも、関係商標の所有者に対して、自己の権限を行使する上で役に立つ情報を求めることができる。
- (3) 第 70I 条に従うことを条件として、輸入者は、(1)に基づく商品の留置又は商品の引渡しの留保に対して上訴することができる。
- (4) 権限ある公務員は、(1)に基づく行為を誠実に行った場合は、その責任を問われない。

著作権模倣品に関する取締り手続き

著作権法第 39 条によれば、著作権者またはその代理人は MyIPO の管理官 (Controller) に対し、一定期間、侵害品の輸入の差し止めを求める申請書を提出することができる。これを受け、管理者が合理的な期間内に判断を行い、結果と期間を書面により申請者に通達する。申請が受理された場合、管理官が申請者に保証金の預託を求め、疑義物品を捜索・押収、押収担当の職員が所有者に通告書を送付し、侵害品が没収される。申請書の様式を含む手続きの詳細は、1987 年著作権（輸入禁止通達）規則に規定されている。

1987 年著作権（輸入禁止通報）規則

3. 通報

- (1) 通報は Schedule に定められた様式で提出されなければならない。(略)

Schedule (Part I)

管理官殿

私（達）（氏名）は別添に示す作品の著作権者であり、マレーシア国外からの（期間）の輸入は権利侵害品として扱われることを要請する。氏名・日時

作品の名前／作品の説明／

作家名／作家の居住地、生存、作品の発表年月日

マレーシアでの発表年月日

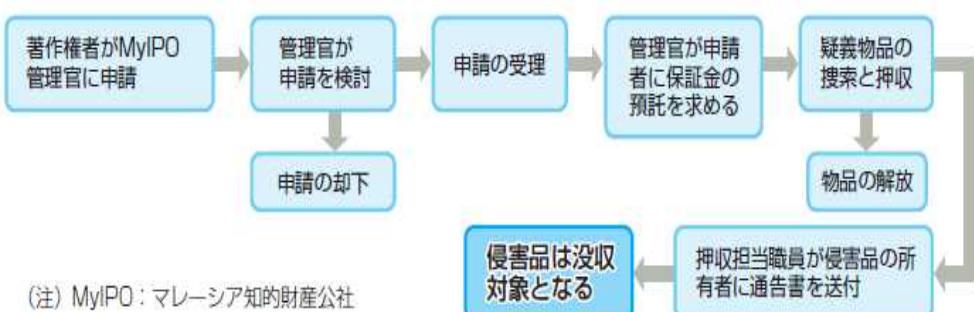
Schedule (Part II)

私（達）（氏名）は別添に示す作品の著作権者であり、（期間）の間、（場所）港または空港にまさに輸入されようとしている次のコピーは輸入を禁じられた侵害品であるよう取り扱うことを要請する。

商標権および著作権侵害品の手続き等に関し、以下の点が当局等からの説明によって把握された。

- ・ 輸出や通過（トランジット）に関する侵害品の取締りに関する規定は設けられておらず、実績もない模様。
- ・ 保証金についての規定は、政府のコストと賠償額をカバーできることとの規定を設けているが（商 § 70E、著 § 39(5)）、右規定以上の具体的な算定方法等についての規定はない。MDTCA、MyIPO 関係者からは、現段階では、差し止め申請が生じた段階で、ケース・バイ・ケースで対応することとなろうが、将来的には実績に基づく一定のガイドライン等が規定されることが望ましいとの指摘があった。
- ・ 申請書の情報を申請者が網羅的に提出することの困難は当局側も承知しており、分かる部分のみを提出してもらうことで構わないとの当局側のコメントもあった。

図 2.2 マレーシアにおける水際取締手続きの流れ（著作権侵害）



出所：JETRO『アセアン・インド知財保護ハンドブック』（2007年）

2.3 税関による侵害物品の取締実績

税関による模倣品の水際取締実績について、当局は包括的な統計データを準備していないことが明らかになった。前述のとおり、商標法及び著作権法に基づく権利者または代理人による申し立て制度は利用実績がないためである。

入手可能な実績データは、以下の税関による押収実績(著作権侵害品を含む)及びMDCTAによる訴訟件数等の実績(著作権侵害品を含む)である。

- 税関による輸入禁止製品全般の押収実績(2006年) タバコや酒類、コメ等。このなかで模造品が中心であると思われるマルチメディアディスクの押収は以下のとおり。

製品数 121,418

価格(リング) RM378,269.46

- 税関による訴訟数(侵害品に関する件数は不明)

- 密輸等予防措置の回数

実施 1547

陸上パトロール 9323

道路封鎖 1158

- 利益

裁判費用(リング) RM38,000.00

権利侵害品の販売 乗り物 RM 8,056,189.16

その他 RM 6,885,642.86

合計 RM14,941,832.02

- MDCTAによる知的財産法侵害に係る訴訟件数(水際とは限らない)

2004年 958件(差し押さえ品総額 RM22,389,715.50、罰金総額 RM7,999,000.00)

2005年 1,173件(差し押さえ品総額 RM31,589,436.00、罰金総額 RM261,000.00)

- 著作権侵害総件数(水際とは限らない)

- 光ディスク等差し押さえ件数・総額(水際とは限らない)

現地関係者の談話によれば、マレーシア税関では、探知犬を投入(当初はMDTCAによる探知犬投入と探知)し税關において違法コピーされたDVD、CDなどを輸入差し止め・押収するといった措置、権利者からの要請で税關が個別に対応する場合があるといった実績が報告されている(例として、コピー機のトナー及びカートリッジの輸入のケース、湯沸かし器の輸入のケース)。

なお、税関の押収品全般に係る運用に関し、税関は水際で押収した物品はすべてMDTCAに回している。これらの物品は、空港で個人客が国内に持ち込もうとした明らかな違反品や数量制限を越える物品である。処分の費用負担や権利関係等を含むハンドリングが税關

には理解されておらず、他省庁に任せてしまっている模様である（麻薬等も税関で見つけたら、警察に「丸投げ」てしまっている様子）（専門家談）。

知的財産権侵害品の場合、権利関係の調査が必要となることが、税関で処理が積極的に行われないとの理由であるとの指摘がある。他方で、酒やタバコなどは徴税の観点から税関自らが処理している（専門家談）。

2.4 税関及び知的財産担当部門の組織概要

マレーシアにおける主要な知的財産取締り当局は、マレーシア関税当局（Royal Malaysian Custom）、国内取引消費者関係省（Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs; MDTCA）および、マレーシア知的財産公社（Intellectual Property Corporation of Malaysia; MyIPO）である。

関係組織間の協力に関して、現在、知的財産権に関する政府機関の連絡会はない。日本政府が主導で開催を後押ししたことがあったが、1、2回開催した後に続かなかった模様である（専門家談）。

各組織の体制は以下のとおり。

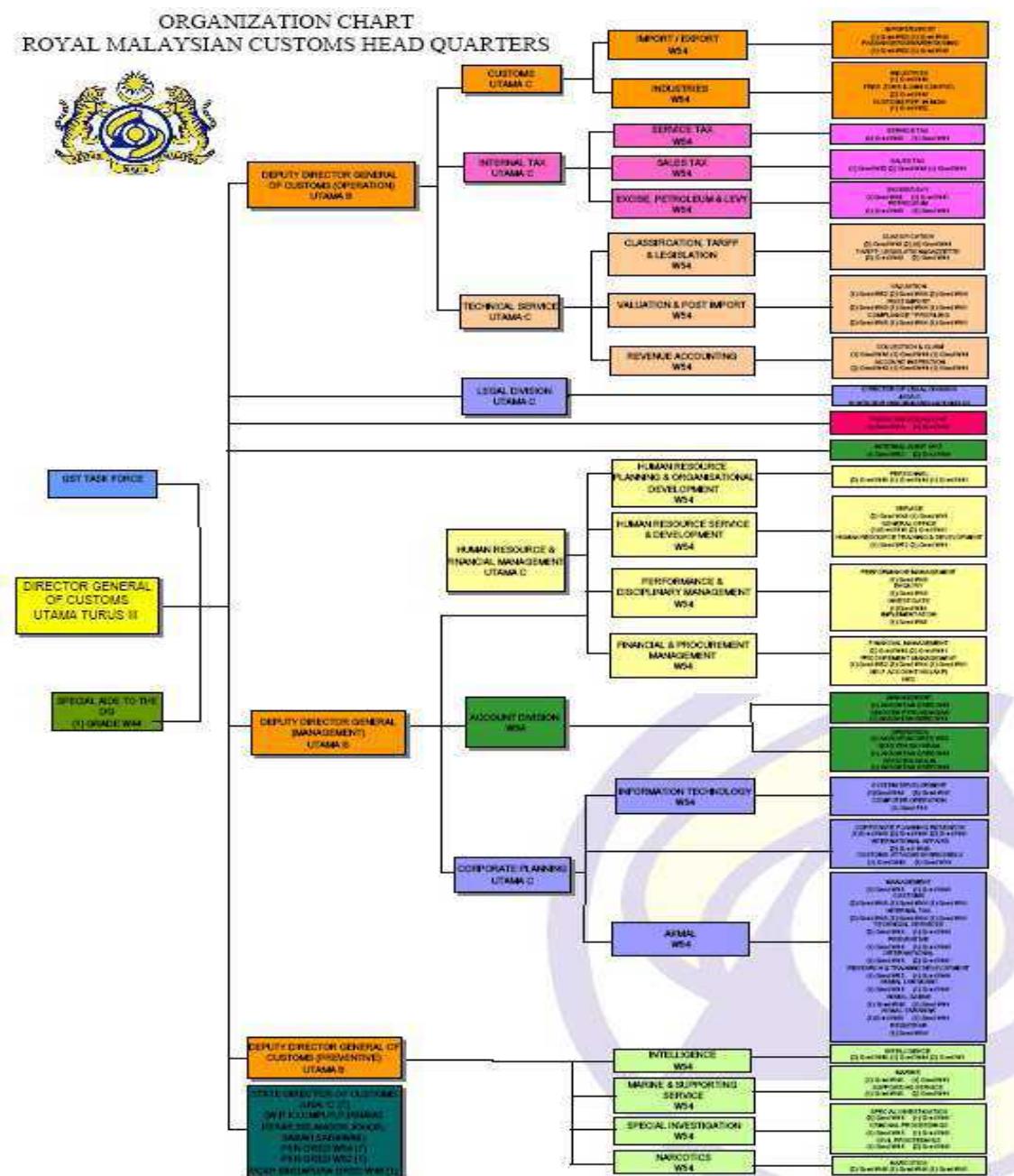
マレーシア関税当局

マレーシア税関の職員数は11,000名程度であるが、水際に特化している日本の税関（職員は8,000名）と異なるのは、国内消費税を徴収する仕事も税関が担当していることである。

かねてから職員不足が指摘されており、麻薬や拳銃の取り締まりもままならないとされる（複数関係者が指摘）。税関自身も人を増やしたがっている。こうしたなか、知的財産権関係の取り締まりは税関内で優先度が低いとの指摘がある。というのも、マレーシアの関税法では、輸入を禁止する対象として知的財産権侵害物品を規定していない。そのため、知財法による規定または裁判所の命令を受けない限り、税関の職権探知をもっても、法的には税関で権利侵害物品を取り締まることはできない構造となっている。

現在、上記1.における知財関係の差し止め申請に対応する税関側の担当官は2名が任命されている。潜在的な侵害物品の輸入量との相対感で、これが十分であるか否かは、不明であるが、今後の実績との兼ね合いで検討していく必要があるとの見解があった。

図 2.3 マレーシア税関組織図



出所：マレーシア関税ウェブサイトより

関税局 (Custom Department) は、以下のとおり 2 つの部局 (Division) を有する。

1. Import/Export Division:
 - Import/Export Unit
 - Passenger & Warehouse Unit
 2. Industrial Division:

- Industrial Unit
- Free Zone/GPB Control Unit
- MIDA

関税局の機能は以下 3 点である。

1. 関税徴収
2. 商業・産業分野の活動の円滑化
3. 経済的、社会的および安全保障の観点からのビジネス活動の安全性および遵法の促進

関税局は、その管理政策として、「国家歳入の徴収当局としての効率性と効果の向上、管理体制の強化等を基盤とする国家安全保障、社会・経済の安全確保」を掲げている。

予防局 (Preventive Division) は侵害品予防政策の立案、実施等を担当する。同局は、密輸の防止、起訴、調査、情報収集等を含む省令の実施に当たっている。また、当局の機材 (ポートや自動車、検査機器) の管理にも担当している。担当事項は次の 4 つ。

- 法/規制の執行
- 調査と起訴
- 剥奪した権利の管理
- 人材開発の管理

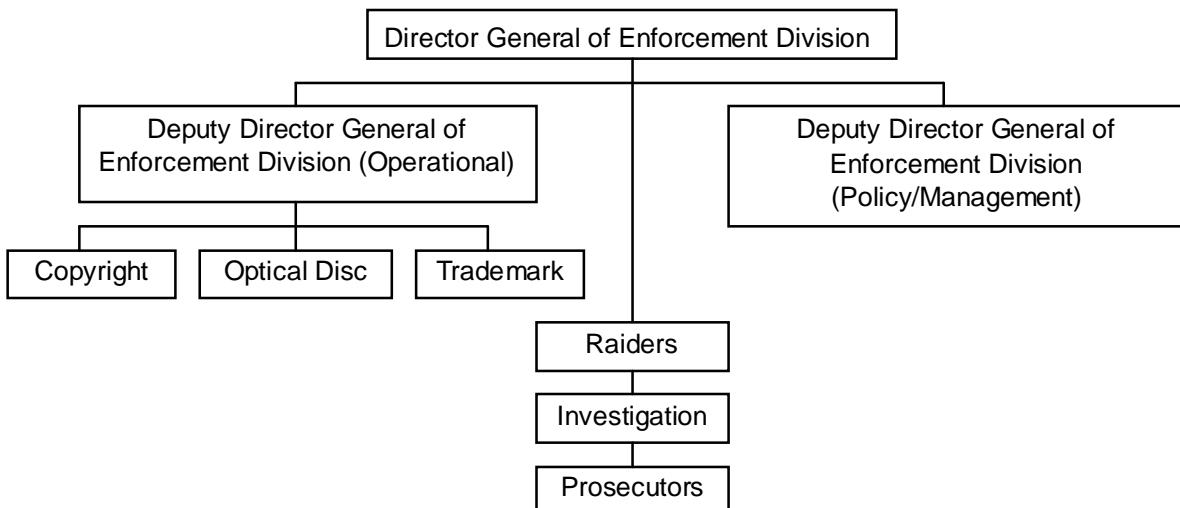
国内取引消費者関係省 (MDTCA)

MDTCA は消費者の権利保護の観点から知的財産侵害品の取り締まりに関する活動を実施している。非合法なビジネス活動を取り締まる 9 の業法の実施を所轄している。執行局 (Enforcement Division) は、1,429 の職員、国内 55 の支部を有し、知的財産侵害品の取り締まりとともに、価格と供給の安定政策、営業許可、消費者苦情処理、販売者・消費者教育等を実施している。知的財産権関連活動は MDTCA の活動全体の一部であり、例えば消費者からの苦情については、2005 年に合計 3,000 件超を受け付けているが、うち著作権侵害についての苦情は 368 件と全体の第 2 位であった。

マレーシア知的財産公社 (MyIPO)

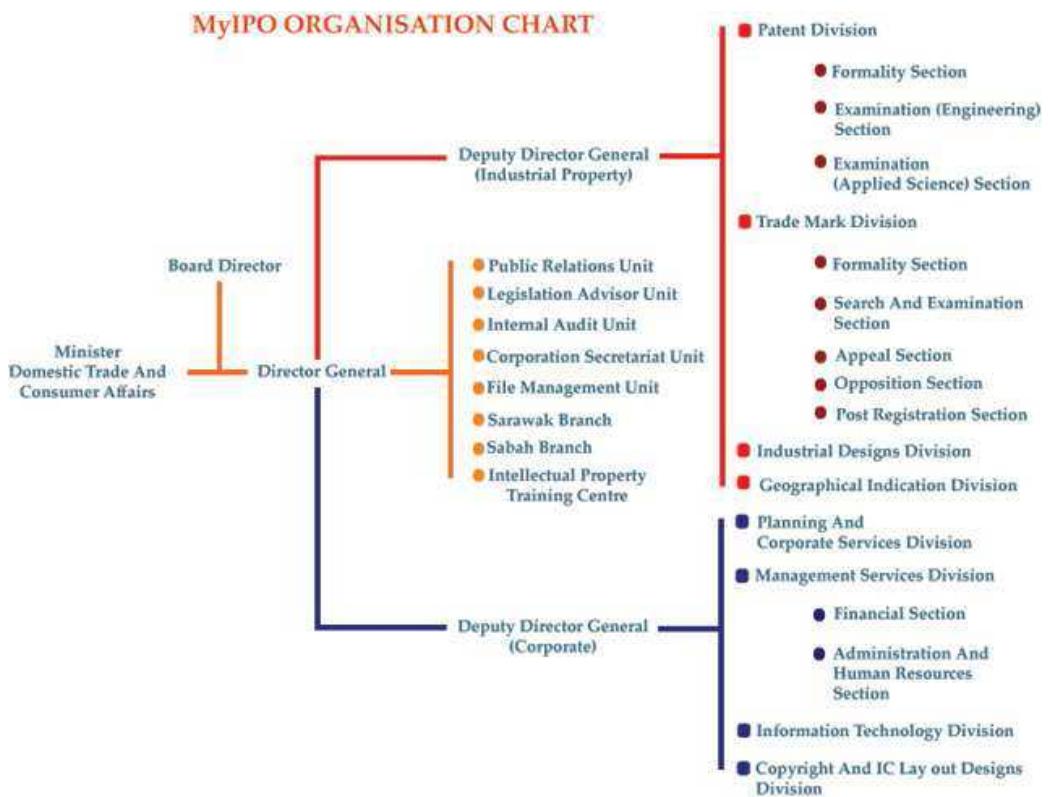
MyIPO は上記 MDTCA の一部局であったが 2003 年に独立した機関である。侵害品の水際取締りにおいては、権利者またはその代理人から申請を受け、その申請の受理ないし却下を決定するのは MyIPO であることから、税関とならび重要な役割を果たす。

図 2.4 マレーシア国内取引消費者関係省執行局組織図



出所：MDTCA ウェブサイト等より作成

図 2.5 マレーシア知的財産公社組織図



出所：MyIPO ウェブサイトより

商標や特許の登録事務も担当している MyIPO は次の目的に基づく活動を実施している。

1. 法的基盤と効率的な行政の確立

2. 知的財産関係法の強化
3. 包括的でユーザーフレンドリーな情報の提要
4. 知的財産権の重要性に関する一般への周知の促進
5. 知的財産権に関する諮詢の提供

2.5 日本企業が直面する問題点

(1) 日本機械輸出組合によるアンケート調査

日本機械輸出組合の貿易・投資円滑化ビジネス協議会によるアンケート¹によると、マレーシアにおいて、日本企業が直面する問題点および現地政府に対する要望は以下の通りである。

表2.1 知財保護に関して日本企業が直面する問題点と要望

区分	問題点内容	要望	意見元
知的財産権保護の不足	コンピュータ・ソフトウェアの著作権等知的財産権が十分に保護されていない。	・ 関連法規の執行面の強化。	日化協 纖維
模倣品侵害の水際取締り不足	マレーシア製子供服で商標侵害がある。		纖維
	知的財産権の保護が十分ではないため、模倣品、イミテーション品が多く、なかなか取り締まりがうまく行かない。		自動部品
	模造品対策のため、商標の税関登録＆輸入時の税關におけるランダムチェック制度を希望する。中国、香港、台湾には制度があるが、マレーシアには未整備。	・ 商標の税關登録＆輸入時の税關におけるランダムチェック制度の導入を希望する。	日機輸
	ハードだけでなく映画・音楽・ゲームなどソフトウェアの模倣品についても、販売現場、製造工場、水際での取締りが不足。	・ 販売現場、製造工場、水際での取締りの強化、厳罰化を望む。	日機輸
国際条約への未批准	マレーシアは、WIPO著作権条約、WIPO実演レコード条約、マドリッド・プロトコル、商標法条約（TLT）など重要な国際条約に未批准。	・ WIPO著作権条約、WIPO実演レコード条約、商標関連など重要な国際条約の早期批准を希望。	日機輸

出所：貿易・投資円滑化ビジネス協議会（2007年6月30日）よりMURC作成

¹ 貿易・投資円滑化ビジネス協議会（2007年6月30日）「2006年版各國・地域の貿易・投資上の問題点と要望」、各國編（<http://www.jmcti.org/cgi-bin/main.cgi?Kind=Country> より入手）

(2) 現地ヒアリングによって把握された問題点

日系企業は、国内市場における侵害品取締りの困難に直面してきた経緯から、水際での権利侵害品取締りには多くの期待を持っている。しかしながら、権利者としての申立てに際しての情報提供要求に応えることが困難なため、申請手続きの利用は難しいと考えている（例えば、いつどこの港に侵害品が輸入されてくるかといった把握は困難）。

多くの日系企業は、本社の取り組みとして、模倣品対策を製品自体やパッケージに施すなど努力を継続している。自社製品と模倣品の見分け方を税関に伝える活動も行っている（より精緻な模倣品が出回るリスクもあり）。

これに加え、マレーシアベースでは、一部の日系企業は税關に対して自社製品の正規品の輸入元を伝えたうえでそれ以外の輸入元からの輸入があった場合には自社に対して連絡するよう依頼している。しかしながら、主要な数港に対して依頼できるに過ぎず、陸路や他の港、密輸などによる模倣品輸入に対する有効な手段とはなり得ない。

なお、ジェトロ主催によるマレーシア知的財産権保護勉強会（IPG）が、日系企業、知的財産権に係るJICA専門家、大使館関係者を組織して関連する問題に関する情報交換を行い、取り組みを強化することを目的に組織されている。その第1回会合は1月24日にクアラルンプール・ジェトロセンターにおいて開催された。